### 鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)、鳥取県産業未来共創条例施行規則(令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。)及び鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。)に基づき、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉(以下「本補助金」という。)の交付について、条例、規則及び交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内における事業承継の取組を支援することにより、もって県内経済の維持及 び発展を図ることを目的として交付する。

### (定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1)「事業承継」とは、経営資源を引き継いで継続して事業を行おうとするもののうち、別に定める要件を満たすものをいう。
  - (2)「被承継者」及び「承継者」の定義は、別に定めるものとする。

#### (補助対象者)

- 第4条 本補助金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、条例別表の事業の区分のうち産業未 来共創事業(事業承継促進型)について、知事の認定(以下「事業認定」という。)を受けた者と する。
- 2 事業認定に係る手続は、別に定めるものとする。

### (補助金の交付)

- 第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下(千円未満の額は切り捨てる。)とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
- 3 一の被承継者に係る本補助金の交付は、原則として一回に限るものとする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業について は、補助対象としないものとする。
- 5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏ま え、県内事業者への発注に努めなければならない。

# (交付申請の時期等)

- 第6条 本補助金の交付申請は、事業認定を受けた後、速やかに行わなければならない。
- 2 交付規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

## (交付決定の時期等)

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

#### (承認を要しない変更等)

- 第8条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
  - (1)本補助金の額を増額しようとする場合
  - (2)本補助金の額を5割以上減額しようとする場合
  - (3)交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 交付規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

#### (実績報告の時期等)

- 第9条 交付規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)を、次に掲げる日までに行わなければならない。
  - (1)交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の 日から20日を経過する日
  - (2)交付規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の 翌年度の4月20日
- 2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それ ぞれ様式第4号及び第5号によるものとする。

### (補助金等進捗状況報告の時期等)

- 第10条 交付規則第17条第3項の規定による報告(以下「補助金等進捗状況報告」という。)は、各 年度(実績報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月20日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第6号により行うものとする。

### (現地調査等)

第11条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助 事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

#### (補助金の支払)

- 第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、確定した交付額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で、補助事業者が申請する額(千円未満は切り捨てる。)を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号を知事に提出しなければならない。
- 4 交付規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第8号によるものとする。
- 5 交付規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

#### (財産の処分制限)

- 第13条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1)取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械・装置及び器具・工具
  - (2)その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 交付規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第10号により行うものとする。
- 4 第7条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

#### (収益納付)

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

## (補助金の交付等に係る手続の停止等)

- 第15条 知事は、補助事業が補助要件を満たしていないことを確認した場合又は補助事業の休廃止等が想定される場合には、本補助金の交付決定後及び交付規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。
- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

#### (補助事業の成果等の報告等)

第16条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況及び成果等を報告又は発表させることができる。

#### (消費税及び地方消費税の取扱)

第17条 本補助金の補助対象経費には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

#### (雑則)

第18条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和6年6月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に交付決定が行われたものについては、なお従前の例による。

# 別表 (第5条関係)

1	0	0		4	_	C
1	2	3		4	5	6
補助事業	補助対象者	補助対象経費		補助率	補助金上	
					限額	期間
産業未来	事業認定を	事業承継時及び事業承継後に必要な		2分の1	2,000千円	交付決定
共創事業	受けた者	経費			, , , , ,	日から12
〈事業承	20,721	費目	内容			月以内
継促進型		事業承	専門家による事業承継の			715/11
		継手続	指導に要する経費・謝金			※知事が
		費	・旅費、産業財産権等関			
		月	連経費等			別に認め
		田木曲				る場合
		調査費	市場調査費、データ取得			は、知事
			費、分析費用等			が別に定
		設備導	設備(建物・機械装置、			めた日か
		入・改	備品、システム)の県内			ら12月以
		修費	事業所への導入・改修費			内
			(購入、新増設、外装・			
			内装工事費用等)			
		広告宣	広告費、コンテンツ制作			
		伝費	費、販促物(チラシ)の			
			製作費に係る費用等			
		その他	上記の費目以外に事業実			
		の経費	施に必要と認められる経			
		▼ // / / / / / / / / / / / / / / / / /	費			
		<b>※</b> いずれの	費目についても、従業員人件費			
			アルバイト等に係る給与、賃金			
			、原則対象外とする。			
			支払う経費のみを対象とし、被			
		承継者が支	払う経費については対象経費と			
		しない。				
			売買契約等の対価として、承継			
			者に支払う経費については、対			
		象経費とし	ない。			

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
  - 2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。
  - 3 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、 やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。